子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 室蘭市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居視族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文 書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育で支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号への政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

- 【申請にあたって誓約していただく事項】 1. 本申請書及び添付書類について、事実と相違ないことを記載すること。
- 2. 他者が作成した、あるいは作成すべき文書等を偽造・改ざんしないこと。

以上のことに同意・誓約し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保

規定に基づ	づき、次	のとおりカ	施設等利	用給付に係	る認定を明	申請し	ます。								て支援法第			
				が実施する預 設を含みます		築が、(D平日、耄								枚200日未満の			
保護者	フリ	フリガナ					申請		認正	希望日 居住 ^均	一一	<u> </u>	荆始	<u> </u>		年	月	目
	氏	氏名 ※ 自署の場合は印は不要です。				印		丙			が市外の		Ŧ					
	日中の連絡先 ①			た (電話番号) *確実に			-連絡の取れる ②		己入し	父携帯 · 母携帯 父勤務先 · 母勤務先				年月日 人番号 ナンバー)		年	月	目
子ども		ガナ :名	自宅・その他()			申計	見住所 精者と異なる 合のみ記載	Ŧ		_			(*1	,,,,,	個人番号	ナ(マイ	イナンバ	ヾー)
認定種別		請子ども		希望日時点で 希望日時点で		幸する									下の口にレ点	る場合 を付け	は、 て下さい	
保育を必要とする理由	該当す (子から見 父・母・そ (子から見 父・母・そ	た続柄) の他 (。 た続柄)	点を付けて))	下さい。	□ 妊娠 出産 □ 妊娠 出産		疾病 障害等 疾病 障害等		介看護	□ 災復 □ 災復	旧	水職			市民税非課程 その他 □ その他 □ その他	(<u> </u>)
上記「認定認定 認定希望日の認定希望日の	の前年1月	1日現在の	市区町村	る場合に記入	、して下さい (母親) (母親)	□室前]それ以外]それ以外)	(父)		□室蘭市内 □室蘭市内	□それ以外□それ以外	()	
同居者を全	員記入	して下さい		番号欄は、.	上記「認定		が (第3号 子ども	号)に該当	当するな			び生計の	り中心		して下さい。 ・通学・通	園先	要介書	菱認定又は
(生計の中心者の番号に○を付け(生計の中心者の番号に○を付ける)では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1	氏名				との	続柄	個人番	•	生年月					は単身赴任		障?	書書手帳
	2						平成	個人番	号	年年年	月月月		日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日					□有
	3					-	平成 大正 平成	他人番 昭和 令和	号	' 年	月		F F					□有
	4					_	大正平成	個人番 ^{昭和}	•	年	月		日					□有
	5						大正平成	個人番 ^{昭和}	•	年	月		日					□有
は「無し	と記	予定含む 入してく		・認定こと	ごも園・特	护别支	援学校	幼稚部の		名を記	入して			左記のい	ずれにも所	属して	ていない	・場合
フリガ 施設名							所在 (※		〒		-		Tel		()			
施設等利	用給付詞	· ·	望する施	i設名と、和			スの種類			当する	ロにレ	√点を付		ください。			利用原	開始

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地(※2)	利用開始 予定日	
	□ 預かり保育(幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部)	〒 –		
	□ 認可外 □ 一時預かり		年 月 日	
	□ 病児保育 □ 子育て援助活動	TEL: — —		
	□ 預かり保育(幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部)	〒 –		
	□ 認可外 □ 一時預かり		年 月 日	
	□ 病児保育 □ 子育て援助活動	TEL: — —		

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1	居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書
2	出産前後の方(認定期間:産前6(多児妊娠は14)週間・後8週間)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
4	保護者が病気の方	診断書(疾病にて保育が困難である旨明記されている)
5	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書(障害にて保育が困難である旨明記されている)
6		申立書及び介護が必要であることがわかる書類(被介護者、看護者の診断書、介護保 険証の写し等)
7	保護者が求職中の方(認定期間:90日間)	ハローワーク受付票、雇用保険受給資格者証、求職サイトのログイン情報の写し (申請日から最終ログイン日が3ヶ月以内のもの) のいずれかの写し
8	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

<その他注意事項>

- 認定期間は、申請書及び必要添付書類が本市で確認できた日からの開始となります。申請書の不備や必要添付書類の未提出等により、本市で確認できた日が認定希望日以後となった場合でも、認定希望日まで<u>遡った期間認定はいたしません</u>。必要添付書類についてはお早めにご準備ください。
- 〇 第3号認定は、申請子どもが「認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること(認定希望日の属する年度での4月1日時点の年齢が2歳)」、かつ、申請子どもの属する世帯が「市民税非課税世帯であること」が条件となっております。よって、申請子どもの兄・姉が第2号認定を受けていても、申請が却下となる場合があります。
- 第3号認定の申請が却下となった場合でも、年齢要件を満たせば認定が可能となる場合があります(認定希望日の属する年度での4月1日時点の年齢が3歳以上)。その場合は<u>再度の申請が必要</u>となりますので、改めて申請書及び必要添付書類のご提出をお願いいたします。